

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)(二件) (農林水産経営支援課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (同) 二
- 林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (同) 二
- 漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託(七件) (水産業基盤整備課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 道路の供用開始 (同) 四
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の所在地の変更 (建築宅地課) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 五
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 五
- 選挙管理委員会 五
- 政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体 七
- 政治団体の届出 七
- 政治団体の届出事項の異動届 八
- 政治団体の解散届 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分) 一〇

告 示

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分) 一〇
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分) 一〇
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分) 一一
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分) 一一
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分) 一三
- 資金管理団体の届出 一四
- 資金管理団体の届出事項の異動届 一四
- 資金管理団体の指定取消しの届出 一五

○宮城県告示第四百七十号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域(宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区)	大型定置漁業	平成三十年四月二日	気仙沼市唐桑町鮎立百六十三番一村上純一 気仙沼市唐桑町出山二百三十六 大沢網株式会社	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第百九十三号)第六條に規定する漁業	四人

○宮城県告示第四百七十一号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	南三陸町 区域(宮 城県漁業 協同組合 の歌津支 所の地区)
区分	大型定置漁業
同意成立の 届出年月日	平成三十年四 月二日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津字 伊里前三百七十一番 角万漁業生産組合(昭 和三十一年政 令第三十九号 本吉郡南三陸町歌津字 番所五十五番 三浦恒志
漁業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十一年政 令第三十九号 第三号)第六 条に規定する 漁業
特定第二号 漁業者数	三人

○宮城県告示第四百七十二号

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五百五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	宮城県第 四十七加 入区
区 域	平成十九年宮 城県告示第 百十八号(漁 業災害補償 法に基づく 共済に係る 加入区の設定 に告示され た宮城県漁 業協同組合 支所の地区 のうち中山 、大沼、北 、足、大磯 、長柴、馬 場の区域)
同意成立の 届出年月日	平成三十年四 月六日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津字 小長柴十五一九 最知隆 本吉郡南三陸町歌津字 中山百十二二 三浦善浩
養殖業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十一年政 令第三十九号 第三号)第十八 条の四に規定 するほたて 養殖業
区域内特定 養殖業者数	三人

○宮城県告示第四百七十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	宮城県第 百九十二 号
生産事業者の氏名 又は名称及び住所	菅原里美 気仙沼市早稲谷百三
生産事業の内容	種 穂
	苗木
事業所の名称及び 所在地	菅原苗木店 気仙沼市早稲谷百九 十一
登録年月日	平成三十年四 月十三日

○宮城県告示第四百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仙台市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仙台市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市穀町一四一一

石巻市

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

塩竈市旭町一一一

塩竈市

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市八日町一一一一

気仙沼市

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

牡鹿郡女川町女川浜字女川一三六

女川町

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

本吉郡南三陸町志津川字沼田一〇一

南三陸町

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、閑上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び栈橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一―二七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市潮見町二五一

特定非営利活動法人 気仙沼清港会

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 奥松島松島公園線
三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	
東松島市野蒜字北赤崎無番地から 同市新東名三丁目無番地まで		一〇・二	一〇・二	一一・一	一一・一	一〇九・五	一一一・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
A	B	一〇・二	七・〇	一一・一	九・二	一〇九・五	一一一・七	

○宮城県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市野蒜字北赤崎無番地から 同市新東名三丁目無番地まで	平成三十年 四月二十四日

○宮城県告示第四百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり変更の届出があった。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社仙台都市整備センター

二 変更後の確認検査の業務を行う事務所の所在地

1 仙台市青葉区木町通一丁目四番十五号

2 石巻市蛇田字南久林十四番三

3 大河原町字大巻四番地五

三 変更しようとする年月日

平成三十年四月二十四日

○宮城県告示第四百八十五号

石巻市蛇田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年四月十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年四月二十四日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 小 林 徳 光

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年四月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市増田七丁目四百六番二、四百三十三番一、六百九十一番二、六百九十一番三、七百三十五番、七百五十二番

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

富谷市清水二丁目三十一番六

株式会社あいホーム

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 大気モニタ及びオートサンプリング用センサー付きヨウ素サンプリング一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成三十一年三月十五日（金）

4 納入場所 宮城県環境放射線監視センターほか十九箇所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づいて更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ平成三十年五月七日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 鈴木 純子 電話〇二二―二二―一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年五月七日(月)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年五月七日(月)から平成三十年五月九日(水)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年五月九日(水)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年五月十一日(金)午前九時から平成三十年五月十四日(月)午後五時
イ 日時 平成三十年五月十四日(月)午後五時
ロ 場所 2に同じ

(二) 書面により入札書提出する場合

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。
ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年五月十五日(火)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができる者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

- 捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Air Monitor and Iodine Sampler with Automatic Sample Changer (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : Friday, March 15, 2019
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Environmental Radiation Monitoring Center and 19 other locations
- 4 Deadline for Bid : Monday, May 14, 2018, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Junko Suzuki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十五号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、平成三十年四月三日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

浅野幹雄後援会	若生 忠	佐々木ちづる	富谷市鷹乃杜四一〇一三
阿部まさかず後援会	阿部 正一	伊辺 正夫	登米市迫町北方字天形一六一一三
いせさとし後援会	永窪 威	斎藤 正志	柴田郡大河原町字新南一六五一七
五日会	岡本 宇京	星 利宏	仙台市泉区高森四一四五四
川嶋保美栗原連合後援会	佐藤 昭	菅原 正晃	栗原市若柳川南南大通一四一七
栗原つばさの会	菊地多計子	佐々木ゆき子	栗原市若柳川南南大通一四一七
今野たかよし後援会	村田 恭治	今野 洋子	仙台市泉区高森四一四五四
ささきあきお後援会	菊地 重雄	藤原 義信	柴田郡川崎町川内字七曲山二一六一三
佐々木一後援会	及川 正雄	佐々木伸雄	登米市豊里町大曲七一
佐藤仁一後援会	佐藤 英吾	佐藤 斉子	気仙沼市唐桑町中井一二五
菅原久男後援会	鎌田 金穂	二本木英夫	栗原市栗駒猿飛米二本木五三
日野秀逸後援会	日野 秀逸	日野 明美	塩竈市東玉川町四一七
宮城県商工政治連盟川崎支部	鈴木 清安	大久保雄一	柴田郡川崎町大字前川字中町一
門間忠後援会	高橋 恒男	菅原 敏春	大崎市鹿島台深谷字新田一
わたなべ俊一後援会	横倉 純	松田 勝幸	富谷市富谷新町一三三

○宮選管告示第四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成三十年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
菊地むつお後援会	菊地 睦夫	菊地喜代子	柴田郡村田町大字足立字稲原五七	平成三十年三月三十日
くまざわ孝雄後援会	熊澤 孝雄	猿田 啓子	仙台市太白区大谷地二一二二	平成三十年三月二十八日
斉藤すみ子を励ます女性後援会	本田 弘枝	庄司 良子	石巻市吉野町一七七八	平成三十年三月二十三日
佐藤としあき後援会	佐藤 俊章	佐藤真奈美	気仙沼市波路上牧二五	平成三十年三月十二日

しかま英夫後援会 小室袈裟雄 宍戸 勇男 白石市小原字西二五一一 平成三十年三月十五日

すがわら和子後援会 菅原 和子 高橋志津枝 名取市美田園七一二一一七 平成三十年三月三十日

早坂憂後援会 佐々木泰彦 佐藤 利明 大崎市古川西館三一九一二五 平成三十年三月二十八日

原田ゆたか後援会 原田 豊 原田 豊 石巻市大街道南五一三一八二 平成三十年三月十三日

○宮選管告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党志津川支部	高橋 長偉	主たる事務所の所在地	本吉郡南三陸町志津川字上の山一九一	本吉郡南三陸町志津川字十日町一	平成二十九年十月十日
自由民主党鳴子支部	中鉢和三郎	会計責任者の氏名	中鉢和三郎	菅原 一幸	平成三十年三月六日
自由民主党宮城野区支部	渡辺 博	代表者の氏名	渡辺 博	田村 稔	平成三十年三月三日
日本共産党北部地区委員会	内藤 隆司	主たる事務所の所在地	大崎市古川荒川小金町三一三六一	大崎市古川駅東二丁目四一〇	平成二十九年五月十二日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石巻福祉環境政策研究会	杉山 裕之	会計責任者の氏名	阿部 敬吉	佐々木将登	平成二十九年十一月二日
伊勢由典後援会	今野 平治	代表者の氏名	今野 平治	鈴木 英世	平成三十年三月二十三日
一條芳弘後援会	一條 芳弘	主たる事務所の所在地	柴田郡柴田町榎木東一四一六	柴田郡柴田町東船迫一三	平成三十年三月二十九日
大泉のり子後援会	佐々木達郎	代表者の氏名	佐々木達郎	佐々木常夫	平成三十年二月二十五日
岡本あき子の会	山下 章子	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区二	仙台市青葉区一	平成三十年

小野やすひろ本村上後援会	大友 憲司	代表者の氏名	大友 憲司	日町二一一	番町二一五一	平成三十年三月二十六日
菊地たかよし後援会	針生 憲一	主たる事務所の所在地	仙台市若林区伊在字前通一五二七	仙台市若林区伊在字前通一五二七	平成三十年三月二十三日	
五野井敏夫後援会	木島 照男	代表者の氏名	木島 照男	阿部 新平	平成二十九年一月十日	
さとう一郎後援会	佐藤 一郎	代表者の氏名	佐藤 一郎	渡邊 勝光	平成二十九年十二月二十八日	
佐藤克彦後援会	佐藤 三重	主たる事務所の所在地	富谷市二ノ関内ノ目五五	黒川郡富谷町二ノ関字内ノ目五五	平成二十八年十月十日	
佐藤講英後援会	若生 絃一	会計責任者の氏名	鈴木 祐一	加藤 均	平成二十九年三月一日	
全国LPガス政治連盟宮城県支部	渡邊 政博	代表者の氏名	渡邊 政博	小椋寺 宏	平成二十九年五月二十三日	
仙南政治研究会	富樫 恒平	会計責任者の氏名	佐藤 卓也	西野 卓也	平成二十九年十一月二日	
高橋しゅうや後援会	阿部 秀保	主たる事務所の所在地	東松島市野蒜ヶ丘二二七一二	東松島市野蒜字大茂倉六八一	平成三十年三月十日	
高橋すすむ後援会	高橋 将	代表者の氏名	高橋 将	杉浦風ノ介	平成三十年三月二十二日	
竹内和彦後援会	竹内 和彦	代表者の氏名	竹内 和彦	大宮 好見	平成三十年三月二十九日	
地域振興研究センター	藤原 範典	主たる事務所の所在地	仙台市太白区鉤取一四〇	仙台市太白区西の平一八一五六	平成三十年一月一日	
内藤隆司後援会	近江 寿	主たる事務所の所在地	大崎市古川荒川小金町三一三六一	大崎市古川駅東二四一〇	平成二十九年七月一日	
日本行政書士政治連盟宮城県支部	佐々木政勝	代表者の氏名	佐々木政勝	高橋 靖祐	平成二十九年五月三十日	
PATOAの会	遠藤 拓弥	会計責任者の氏名	阿部 卓也	小野 康博	平成三十年三月三十日	
早坂あつし後援会	早坂 敦	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区中江一八九九	仙台市青葉区木町通一八一	平成二十九年十月一日	
藤原のりすけ後援会	庄子 正文	主たる事務所の所在地	仙台市太白区鉤取一四〇	仙台市太白区西の平一八一五	平成三十年一月一日	

三六

宮城県民社協会 吉川 寛康 代表者 吉川 寛康 平成二十九年四月二十五日

宮城未来政策研究会 阿部 康志 会計責任者 阿部 祥大 平成二十九年十月十三日

八島利美後援会 黒田 正敏 代表者 黒田 正敏 平成三十年三月一日

柳田政喜後援会 今野 義男 代表者 今野 義男 平成二十九年十二月一日

柳原清後援会 小林 立雄 代表者 小林 立雄 平成三十年二月十五日

山村康治後援会 山村 恭治 代表者 山村 恭治 平成三十年二月十日

豊かな仙台(太白)を創る高橋次男後援会 長澤兵右エ門 代表者 長澤兵右エ門 佐藤 清藏 平成二十九年七月一日

○宮選管告示第四十八号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次とおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成三十年四月二十四日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

大坂三男を囲む会 永山 一雄 平成三十年三月二十日

大橋たけお後援会 大橋 健男 平成三十年二月二十八日

共助の町をつくる会 阿部 寛行 平成三十年二月二十七日

くまざわ孝雄後援会(設立届出年月日 平成二十三年三月一日) 熊澤 孝雄 平成三十年三月二十八日

ごとう春彦後援会 後藤 春彦 平成三十年三月十三日

佐々木まこと後援会 中川 邦彦 平成三十年二月十五日

佐藤巖後援会 渡辺 芳徳 平成二十九年四月三十日

しまま英夫後援会(設立届出年月日 平成二十六年三月二十五日) 小室斐彦雄 平成二十九年十二月三十一日

仙塩港湾都市問題研究会 佐藤 光樹 平成三十年三月七日

中鉢和二郎後援会 佐藤 忠一 平成三十年三月六日

七ツ森倶楽部 佐々木 茂 平成二十九年十二月三十一日

日本共産党船山由美後援会 日比野淳之 平成三十年三月三十日

細川幸郎後援会 狩野 勝直 平成三十年一月三十一日

宮城の会 宮部 和夫 平成三十年三月八日

渡辺武後援会 高橋 彰夫 平成二十九年十二月三十日

○宮選管告示第四十九号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年四月二十四日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体) 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

中鉢和二郎後援会 報告年月日 30. 3. 7 (30. 3. 6解散) 1 収入総額 32,000 2 支出総額 0

○宮選管告示第五十号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十年四月二十四日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫

(その他の政治団体) 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円) 中鉢和二郎後援会 報告年月日 30. 3. 7 (30. 3. 6解散) 1 収入総額 32,000

<p>前年繰越額 32,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第五十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成三十年四月二十四日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>（その他の政治団体） 中鉢和二郎後援会 報告年月日 30. 3. 7 (30. 3. 6解散)</p> <p>1 収入総額 32,000 前年繰越額 32,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第五十一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成三十年四月二十四日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>（資金管理団体） くまざわ孝雄後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 熊澤 孝雄 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 報告年月日 30. 3. 28 (30. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p>	<p>（その他の政治団体） しかま英夫後援会 報告年月日 30. 3. 15 (29. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>中鉢和二郎後援会 報告年月日 30. 3. 7 (30. 3. 6解散)</p> <p>1 収入総額 32,000 前年繰越額 32,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第五十三号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成三十年四月二十四日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>（資金管理団体） くまざわ孝雄後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 熊澤 孝雄 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 報告年月日 30. 3. 28 (30. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>（その他の政治団体） しかま英夫後援会 報告年月日 30. 3. 15 (29. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>中鉢和二郎後援会</p>
--	---

<p>報告年月日 30. 3. 7 (30. 3. 6解散)</p> <p>1 収入総額 32,000 前年繰越額 32,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県中選挙区第五十四号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成三十年四月二十四日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>(資金管理団体) くまざわ孝雄後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 熊澤 孝雄 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員</p> <p>報告年月日 30. 3. 28 (30. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体) 大坂三男を囲む会</p> <p>報告年月日 30. 3. 22 (30. 3. 20解散)</p> <p>1 収入総額 575 前年繰越額 575</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>大橋たけお後援会</p> <p>報告年月日 30. 3. 7 (30. 2. 28解散)</p> <p>1 収入総額 120,440 前年繰越額 120,440</p> <p>2 支出総額 55,037</p> <p>3 支出の内訳</p>	<p>経常経費 55,037 人件費 55,037</p> <p>しかま英夫後援会</p> <p>報告年月日 30. 3. 15 (29. 12. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>中鉢和正後援会</p> <p>報告年月日 30. 3. 7 (30. 3. 6解散)</p> <p>1 収入総額 32,000 前年繰越額 32,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>宮城の会</p> <p>報告年月日 30. 3. 8 (30. 3. 8解散)</p> <p>1 収入総額 4,138 前年繰越額 4,138</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>渡辺武後援会</p> <p>報告年月日 30. 3. 23 (29. 12. 30解散)</p> <p>1 収入総額 3,545 前年繰越額 3,545</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県中選挙区第五十五号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成三十年四月二十四日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>(資金管理団体) くまざわ孝雄後援会</p>
--	--

<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 熊澤 孝雄 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 報告年月日 30. 3. 28 (30. 3. 28解散)</p>		<p>4 支出の内訳 経常経費 12,540 備品・消耗品費 2,280 事務所費 10,260 5 寄附の内訳 12,540 (個人分) 年間五万円以下のもの</p>	
<p>(その他の政治団体) 大坂三男を囲む会 報告年月日 30. 3. 22 (30. 3. 20解散)</p>		<p>佐々木まこと後援会 報告年月日 30. 3. 6 (30. 2. 15解散)</p>	
<p>1 収入総額 575 前年繰越額 575 2 支出総額 0</p>		<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p>	
<p>大橋たけお後援会 報告年月日 30. 3. 7 (30. 2. 28解散)</p>		<p>佐藤巖後援会 報告年月日 30. 3. 14 (29. 4. 30解散)</p>	
<p>1 収入総額 65,403 前年繰越額 65,403 2 支出総額 10,000 3 支出の内訳 10,000 経常経費 10,000 人件費 10,000</p>		<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p>	
<p>共助の町をつくる会 報告年月日 30. 3. 6 (30. 2. 27解散)</p>		<p>仙塩港湾都市問題研究会 報告年月日 30. 3. 15 (30. 3. 7解散)</p>	
<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0 ごとう春彦後援会 報告年月日 30. 3. 14 (30. 3. 13解散)</p>		<p>1 収入総額 182,285 前年繰越額 182,285 2 支出総額 0</p>	
<p>1 収入総額 12,540 本年収入額 12,540 2 支出総額 12,540 3 本年収入の内訳 12,540 寄附 12,540 個人分 12,540</p>		<p>中鉢和三郎後援会 報告年月日 30. 3. 7 (30. 3. 6解散)</p>	
		<p>1 収入総額 32,000 前年繰越額 32,000 2 支出総額 0 七ツ森倶楽部 報告年月日 30. 3. 28 (29. 12. 31解散)</p>	

<p>1 収入総額 271,975 前年繰越額</p> <p>2 支出総額 266,851</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費 266,851 人件費 210,000 備品・消耗品費 48,154 事務所費 8,697</p> <p>日本共産党船山由美後援会 報告年月日 30. 3. 30 (30. 3. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>細川幸郎後援会 報告年月日 30. 3. 2 (30. 1. 31解散)</p> <p>1 収入総額 166,600 前年繰越額 166,600</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>宮城の会 報告年月日 30. 3. 8 (30. 3. 8解散)</p> <p>1 収入総額 4,138 前年繰越額 4,138</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>渡辺武後援会 報告年月日 30. 3. 23 (29. 12. 30解散)</p> <p>1 収入総額 3,545 前年繰越額 3,545</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第五十七号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p>	<p>平成三十年四月二十四日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（資金管理団体） くまざわ孝雄後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 熊澤 孝雄 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員</p> <p>報告年月日 30. 3. 28 (30. 3. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>（その他の政治団体） 大坂三男を囲む会 報告年月日 30. 3. 26 (30. 3. 20解散)</p> <p>1 収入総額 575 前年繰越額 575</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>大橋たけお後援会 報告年月日 30. 3. 7 (30. 2. 28解散)</p> <p>1 収入総額 55,403 前年繰越額 55,403</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>共助の町をつくる会 報告年月日 30. 3. 6 (30. 2. 27解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>ごとう春彦後援会 報告年月日 30. 3. 14 (30. 3. 13解散)</p> <p>1 収入総額 363,230 本年収入額 363,230</p> <p>2 支出総額 363,230</p>
--	---

3 本年収入の内訳	363,230	細川幸郎後援会	報告年月日 30. 3. 2 (30. 1. 31解散)	1 収入総額	166,600	
寄附	363,230	個人分	前年繰越額	166,600		
4 支出の内訳	31,645	2 支出総額	宮城の会	0		
経常経費	31,645	備品・消耗品費	報告年月日 30. 3. 8 (30. 3. 8解散)	4,138		
事務所費	20,057	政治活動費	前年繰越額	4,138		
機関紙誌の発行その他の事業費	331,585	宣伝事業費	2 支出総額	0		
5 寄附の内訳	331,585	〔個人分〕	○宮選管告示第五十七号			
後藤春彦	363,230	佐々木まこと後援会	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。			
報告年月日 30. 3. 6 (30. 2. 15解散)		1 収入総額	平成三十年四月二十四日	宮城県選挙管理委員会	委員 長 伊 東 則 夫	
2 支出総額	0	仙塩港湾都市問題研究会	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
報告年月日 30. 3. 15 (30. 3. 7解散)		1 収入総額	熊澤 孝雄	仙台市議会議員	くまざわ孝雄後援会	仙台市太白区大谷地二一三二
2 支出総額	182,285	前年繰越額	○宮選管告示第五十八号			平成三十年三月二十八日
中鉢和二郎後援会		報告年月日 30. 3. 7 (30. 3. 6解散)	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。			
1 収入総額	32,000	前年繰越額	平成三十年四月二十四日	宮城県選挙管理委員会	委員 長 伊 東 則 夫	
2 支出総額	32,000	日本共産党松山由美後援会	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新
報告年月日 30. 3. 30 (30. 3. 30解散)		1 収入総額	一條 芳弘	一條芳弘後援会	主たる事務所所在地	柴田郡柴田町槻木 柴田郡柴田町東船
2 支出総額	0					平成三十年三月二十九日

早坂 敦 早坂あつし後援会 主たる事務所
仙台市青葉区中江通一丁目八番一〇号 平成二十九年十月一日

藤原 範典 地域振興研究センター 主たる事務所
仙台市太白区鉤取一丁目二丁目四〇番一五番三六 平成三十年一月一日

山下 章子 岡本あき子の会 主たる事務所
仙台市青葉区二丁目二丁目五番一二番 平成三十年一月四日

○宮選管告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次とおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があつた。

平成三十年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 取消年月日

熊澤 孝雄 くまざわ孝雄後援会 平成三十年三月二十八日